

2025 年度「りゅうぎん海外留学支援事業」（高校留学）募集要項

1. 目的

一般財団法人りゅうぎん国際化振興財団（以下「財団」という）は、沖縄県および沖縄県経済の国際化の促進を目的に諸外国との人材交流やグローバルに活躍できる人材育成に資する事業として沖縄県の学生等の諸外国への留学支援事業を行う。

本事業では、異文化体験を通じて国際感覚を身につけさせ、経済的な理由により留学費用の支弁が困難である学生に対し、返還義務のない奨学金を給付することで沖縄県内の高校生の異文化交流を支援し、グローバル人材の育成を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。

財団では、上記目的を達成するために「りゅうぎん海外留学支援事業」を実施し、国外の高校に沖縄県の高校生を交換留学生として派遣する。

当該事業を理解し、留学を希望するものを次の通り募集する。

2. 主催

一般財団法人 りゅうぎん国際化振興財団

3. 事業実施

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL Japan、以下、「EIL」という）

4. 対象国・地域

事前試験の結果を踏まえ、希望国・地域を選択する。

アメリカ、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、タイ、エクアドル、エストニア、台湾、南アフリカ、スペイン、アルゼンチン、メキシコ、フィリピン

※各国・地域の感染症の流行や国際情勢の状況によっては変更になることもある。

5. 留学の派遣期間、募集人数

派遣期間	募集人数
1 学年間（約 10 か月） ※派遣国によって期間は異なる	1 名程度

6. 応募資格

以下の①～⑦のすべてに該当する者

① 日本国籍を有し、以下のいずれかに該当する 2008 年（平成 20 年）4 月 2 日～2011 年（平成 23 年）4 月 1 日に生まれた受験時に中学 3 年生～高校 2 年生。

ア. 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に 3 年以上居住実績のある者。

イ. 沖縄県に住所を有し、2025 年 5 月 1 日現在引き続き 2 年以上沖縄県に居住している者。

② 留学先への渡航までの期間は日本国に滞在していること。

③ 経済的な理由により留学費用の支弁が困難であること。

④ 学業優秀且つ品行方正であること。

⑤ 就学状況及び生活状況について適時報告できること。

⑥ 心身ともに健康であること。

⑦ 将来の沖縄県振興のために寄与できる意思があること。

※国や他の自治体、学校が主催する給付型の公的奨学制度との重複は認められない。

※派遣国・地域によって個別の応募基準を設けているため、別紙「2026 年派遣可能国・地域一覧表」を確認の上、応募すること。

7. 選考の流れ

	時期	内容
① 事前試験申込	4月1日(火)～ 5月7日(水) ※午前10時まで	オンラインフォームより申し込むこと。 申込フォーム URL https://forms.gle/GZgQGmkp9RwNxsDg7 下記二次元コードからもアクセス可能 
② 受験番号(試験詳細)通知	5月9日(金) 発送予定	郵送にて通知。 事前試験の応募が多数の場合は、申込内容等を総合的に勘案し、受験対象者を選抜させて頂く場合がございます。選抜が行われた場合、自宅宛に選抜結果を郵送いたします。
③ 事前試験	5月17日(土)	英語応用力試験(ELTiS 2.0) 本島会場：那覇日経ビジネス 那覇市安里 1-1-53 離島会場(宮古・八重山・久米島)：未定 ※会場までの交通費は自己負担。 ※離島生徒については、出願人数によっては、本島で受験となります。その場合、受験者の本島往復航空運賃は、主催者で負担します。
④ 事前試験結果通知	5月23日(金) 発送予定	郵送にて通知。
⑤ 出願	6月2日(月)～ 6月16日(月)必着	本要項「8. 応募書類」の内容を確認し、以下へ出願(郵送のみ)。 * 希望派遣国・地域への応募が可能かどうかは 2026年派遣可能国・地域一覧表 の「個別基準」や「英語応用力試験基準」を確認のこと。 <u>5月17日に受験した事前試験結果をもとに希望派遣国・地域を決めて応募書類を作成、提出すること。</u> (基準を満たしていない国・地域への派遣は不可) 【提出先】 公益社団法人 日本国際生活体験協会(EIL) 沖縄事務所 〒902-0067 沖縄県那覇市安里 1-1-53 TEL: 098-880-2197
⑥ 第一次選考	6月下旬	書類選考 ※提出書類と事前試験の結果から総合的に判断。
⑦ 第一次選考結果通知	7月初旬	郵送にて通知。

⑧ 第二次選考	7月27日（日）	面接（本人・保護者） 会場：琉球銀行本店 那覇市東町 2-1 那覇ポートビル ※会場までの交通費は自己負担。 ※離島生徒の受験本人および保護者 1 名分の本島往復航空運賃は、主催者で負担します。
⑨ 合格通知	8月下旬頃	郵送にて通知。

事前試験および二次選考の詳しい日程・会場については別途書面で通知する。

8. 応募書類

所定様式を以下のホームページからダウンロードし、次の出願書類等を提出すること。また応募書類は返却することはできないため写しを保管しておくこと。

・琉球銀行ホームページ：

<https://www.ryugin.co.jp/corporate/sustainability/relations-with-local-communities/kokusaika/kaigairyugaku/>

・EIL ホームページ：<https://www.eiljapan.org/ryugin/>

出願書類		留 意 事 項
①	奨学生願書（様式 1）	必ず写真を貼付すること。
②	中学校成績証明書	中学 1 年から 3 年まで、それぞれの学年末の成績および出席状況がわかるもの。通知表のコピー可。
③	高校成績証明書	前年度末の成績および出席状況までが記載されているもの。通知表のコピー可。 ※応募時中学 3 年生、高校 1 年生は提出不要。
④	学校の先生からの推薦書（様式 2）	在籍校の先生へ記入依頼をすること。
⑤	志望理由書（様式 3）	「この留学体験を将来どのように活かしたいか」について言及した上で 800～1200 字以内で作成。
⑥	住民票謄本	3 ヶ月以内に発行された住民票謄本（本籍地記載）を提出。
⑦	令和 6 年度所得証明書（全項目）	生計維持者全員分。 ※「所得証明書（全項目記載）」とは、収入・所得の金額、市県民税の課税額、扶養等の控除額が記載されている、在住市町村発行の個人別の書類を指す。世帯まとめでの発行書類や、課税証明書ではないので注意すること。 ※最新年度の証明書は例年 6 月 1 日から発行開始となります。
⑧	経済状況申告書（様式 4）	生計維持者が記入すること。

【生計維持者について】

- ・ 父母がいる場合は、原則として父母（2 名）が「生計維持者」となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1 名 が「生計維持者」となります。
- ・ 父母が離婚しており、親権のない父または母と同居している場合は、父母両方を生計維持者と見なします。
- ・ 父母が離婚後に再婚していて同居している場合は、親権がない方（再婚相手）も生計維持者と見なします。再婚には事実婚も含みます。

9. 結果の通知

- (1) 事前試験、第一次選考試験、第二次選考試験の結果は、文書にて本人へ通知する。

- (2) 選考の経過及び決定の理由については公表しない。

10. 留学内定者の決定

- (1) 第二次選考試験の合格者を留学内定者とする。
- (2) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為等があった場合は、決定後であってもこれを取り消すことがある。

11. 派遣開始時期

派遣国・地域にあわせて 2026 年 5 月から 9 月末までに出発予定。

12. 留学費用の助成

学生に対して、原則 370 万円を上限として留学助成金（派遣国・地域により金額が異なる）を給付する。必要経費（派遣可能国・地域一覧表を参照）が留学助成金上限を超えた場合、自己負担金が発生する場合があることに留意すること。ただし、留学助成金の上限超過がやむを得ないものとして財団が認めた金額については財団が負担する。（例：派遣国・地域における急激な物価の高騰など）

13. 留學生の義務について

- (1) 留學生生活状況報告を提出すること。留学先で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに報告すること。
- (2) 帰国後 30 日以内に、財団へ留学報告書と成績証明書またはそれに代わる書類を添えて提出すること。帰国後の住所が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務がある。
- (3) 留学先では派遣先国・地域の法律や社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (4) 派遣国・地域が規定する予防接種を受けること。

14. 留學生の派遣中止について

留學生が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがある。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (4) 留學生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (5) 留学助成契約書に違反する行為があったとき。
- (6) その他、上記以外の事情により財団において、派遣の中止が適当と判断したとき。

15. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 財団が海外留学支援事業に関して取得する個人情報は、財団の留学支援事業に関する業務に限定して使用する。また、財団においては、留學生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期する。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、本事業についての連絡をすることがある。

16. 募集説明会について（内容はどちらも同じ）

・ 2025 年 4 月 20 日（日） 午前 11 時～午後 12 時 オンライン ※ZOOM を使用
事前登録が必要のため、右の二次元コードから事前参加登録を行うこと。

・ 2025 年 4 月 20 日（日） 午後 3 時半～午後 4 時半 りゅうぎん健保会館
公共交通機関、近隣有料駐車場を利用。



※諸事情により開催日が変更となる可能性があるため、琉球銀行ホームページまたは EIL へ電話（098-880-2197）確認すること。

以上